

## 船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月27日 06時59分ごろ
発生場所	鹿児島県志布志市志布志港 志布志港防波堤灯台から真方位231°470m付近 (概位 北緯31°28.3′ 東経131°06.3′)
事故の概要	貨物船HENG SHUN HAIは、着岸操船中、係留中のクレーン船第十八ひなた号に衝突した。
事故調査の経過	令和元年6月19日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 HENG SHUN HAI（パナマ共和国籍）、2,930トン 8743531（IMO番号）、QIU ZHIGUO. ETC B クレーン船 第十八ひなた号、長さ50m なし、株式会社森崎建設工業
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船団長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船側部外板に擦過傷 B 左舷船尾部フェアリーダに亀裂、居住用構造物甲板左舷部に曲損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aほか13人が乗り組み、着岸操船中、B船と衝突した後、タグボート1隻を使用し、志布志港第2突堤D岸壁に着岸した。 AISデータによれば、A船は、B船の船尾方へ左転しながら2ノット以下の対地速力で右舷船首部がB船の左舷船尾部と約50mになるまで接近した後、船首が西方を向いた状態で右舷（北西）方にゆっくりと移動し、右舷船首部がB船の左舷船尾部と接触し、B船の船尾部と平行（南西向き）になって停船した。 B船は、船団長Bほか3人が乗り組み、志布志港第1突堤と第2突堤の間の岸壁に、船首を北西方に向けて船首着けで係留中、左舷船尾部にA船の右舷船首部から右舷中央部付近が衝突した後、船尾部にA船の右舷中央部が圧着した。
分析	A船は、船首を西方に向けた状態で左舷方から風力3の南南東風を受ける状況下、着岸操船中、係留中のB船に右舷船首部がB船の左舷船尾部と約50mとなるまで接近したことから、風に圧流され、衝突した

	ものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、A船が、船首を西方に向けた状態で左舷方から風力3の南南東風を受ける状況下、着岸操船中、係留中のB船に右舷船首部がB船の左舷船尾部と約50mとなるまで接近したため、風に圧流され、B船に衝突したものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸操船中は、係留船との距離を十分に確保すること。